

令和2年第8回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

令和2年11月30日（月）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時48分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋谷由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

高 田 勝

学校教育課長

神 野 久 志

生涯学習課長

菊 池 義 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大 谷 啓 夫

書 記

大 貫 厚

書 記

藤 田 真 弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 10 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 6 号 那須烏山市土地利用適正化条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 7 号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 8 号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 9 号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 1 号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 2 号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 3 号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 4 号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 5 号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 15 付託第 1 号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第8回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解をお願いいたします。

次に、本日からの定例会に当たり、去る11月24日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

3番 堀江清一議員

4番 荒井浩二議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（久保居光一郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から12月8日までの9日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力をお願いいたします。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）及び日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、いずれも令和2年度損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告に関するものであ

りますことから、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（久保居光一郎） よって、報告第1号及び報告第2号は一括して議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号及び第2号につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、一括して報告いたします。

まず、報告第1号でございます。

専決処分の内容は、令和2年7月29日午前11時30分頃、那須烏山市鴻野山1,208番付近の市道鴻野山厩久保線において、普通自動車が行中、当該市道の路面に発生していた陥没穴に脱輪し、車両に損害が発生した事故につきまして、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

損害賠償額は、相手方車両の修理代であり、損害額2万4,200円のうち、市の過失割合50%を乗じた1万2,100円を市が支払うことで和解が成立したものであります。

次に、報告第2号でございます。

専決処分の内容は、同年8月3日午前11時30分頃、同じく鴻野山厩久保線において小型自動二輪車が走行中、当該陥没穴に脱輪し、車両に損害が発生した事故につきまして、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

損害賠償額は、相手方車両の修理代であり、損害額4万348円のうち、市の過失割合50%を乗じた2万174円を市が支払うことで和解が成立したものであります。

なお、市道路面の陥没穴は、事故報告後、速やかに復旧工事を実施しておりますので、併せ

て御報告いたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件ですが、この際、質疑があれば許します。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この件につきましては、先日議員に対しまして説明があり、議員からも様々な意見があったところでありますが、私からも改めまして2点ほどお伺いしたいと思います。

合併後の道路管理上の瑕疵による損害事件、今回を含めまして17件発生しております。となりますと、毎年1件少々発生しているというような割合になっているわけなんです。全てこの損害賠償金は保険の中で済ませている、だからいいわという、そんな問題ではないと思います。これはいずれにしても道路管理者の責任になるわけですが、今後の具体的な事故防止対策、これはどうしていくのか、このことについてお伺いします。これはできれば道路管理者は市長ですから、市長からお伺いしたいというところです。

2点目は、現在、損害賠償事件の中で、いまだ和解に至らないような事件がありましたら、具体的な内容は結構ですが、何件ぐらいあるのか、もしあったらその件数についてお伺いします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 合併後、合わせて17件、今後の具体的な事故防止策ということですが、郵便局と協定を結びまして、何かそういう道路に破損があった場合は報告をしていただくとかいう今回は協定をさせていただいています。また、自治会の行政区長会議などでも、皆さんからの御報告が一番事故を防げることだということを伝えて、報告を上げていただいています。

先日も、昨日ですか、歩きまして、また穴を見つけまして、今日すぐに報告をさせていただいて対応させていただいておりますので、皆様方もどこかで見つけた場合は速やかに報告していただいて、対応していけるように努力したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 損害賠償の件で現在、和解に至っていないものという点については、今の段階ではございません。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 報告1号、2号、同じ箇所では損害賠償の事故が発生したと、こういうことでございまして、今、市長のほうから、そういう箇所があった場合には郵便局の配達されている方に報告いただくとか、自治会、そしてもし議員のほうでも見つけたところがあれば報告してもらいたいということなんです、市役所の職員、こういう方々も、市役所に勤務されているとか帰り道とかそういうところで、気がついたら報告されるというようなことをやっているのかどうか。路線とかエリアが決まっているのかどうかね。

それとか、我々もそうですが、自治会もそうですけども、もしそういう箇所があった場合に自分たちで復旧したいと、こういう場合には合材をいただいて復旧するというようなことがやられているかどうか。その場合に、プロではありませんので、きちんとできるかどうか不明な点もあると思うんですが、そういう場合には後でまた点検するとかそういうふうになっているのかどうか、その辺、道路の補修関係についても、できる限り速やかに対応すれば、それだけ事故は防げると思うので、その辺の対応の仕方をもう一度、確認しておきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの平塚議員からの御質問につきましては、職員につきましても、朝夕の通勤時に道路の穴、水たまり等を発見した場合には速やかに担当課のほうに連絡いただける体制は取っております。

また、地元でそれほど大きくない穴であれば、常温合材と言っていますが、ならして車のタイヤで転圧すればそれで大丈夫というものなんです、それを使っておりまして、地元でやっただけなのは大変ありがたいこととございますので、その辺につきましても、自治会長さん等を通して支給をして、対応してまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 確認はしているんでしょう。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） はい、しています。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私のほうでも、いつも道路を走っていて穴とかを見つけると都市建設課のほうに電話して報告のほうをすると、いつもすぐ対応していただいているので、私のほうではそういう対応はすぐできているのかなと思います。木が倒れそうとか、そういったところでも、すぐその日のうちに対応していただいて、切っていただいたりとか、いろいろ動いていただいているので、その点はそれなりにちゃんとやっているのかなと思うんですけども、例えば今、郵便局員の話がありました、現在、お知らせ版とか広報紙で、そういった箇所を

見かけたら市のほうに御一報くださいみたいな取組はやっているんですかね。もしそういうのでやり始めると、細かいところからいろんな要望が出てきて、対応が追いつかないなんていうことも考えられたりもするかもしれませんが、何かそういったことというのはやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの荒井議員の質問でございますが、今現在はまだお知らせ版、広報紙等ではそのようなお願いはしておりません。今後、そういうことも1つの手立てになると思いますので、その辺も検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こういったことをやることによって、細かいことからいろんな市内の問題点が洗い出されると思うので、ぜひそういったことで進めていっていただきたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） いろいろ穴を見つけたときの報告をしていただくというのは多方面にお願いしているということではありますが、自分、気がついたのは、根本的に大体その穴の空く箇所というのは、毎回同じように繰り返すんですね。根本的にきちっと直さないと、何度もその穴が空くと。そういうことであると、道路が無残な状況になっていると。そういうことを放置すること自体が問題かなと。

それで、もう過去に何度もそういう穴が空いているところはきちっと直すと、そういう予算をきちっと取って、また都市建設課で人員が足りないということですから、その辺の人員の強化をするというお考えはないのでしょうか。お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） とてもありがたい御質問でございます。

都市建設課と、あと生涯学習課に現場作業に当たる職員がおりますので、こちらの方たちが、いかに効率的に業務を行えるかということにつきましても、内部で調整をしてまいりたいと思っております。

また、人員増につきましては、人事、財政等のこともありますので、検討をしてみたいということでお話をさせていただきたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） きちっと直すということでお金がかかると思えます。きちっと予算をとっていただいて、直す方向でお考えいただければと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようでありますので、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）及び報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は報告のとおりでありますので、御了解をお願いいたします。

◎日程第5 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（久保居光一郎） 日程第5 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、8名の人権擁護委員のうち、有坂恭子氏が令和3年3月31日をもって任期満了を迎えるに当たり、後任の人権擁護委員として、新たに高野由利子氏を推薦したく、提案するものであります。

高野由利子氏は、地元で長きにわたり生花店を営み、現在、本市の民生委員として御尽力いただいております。地域住民の信望も厚く、広く地域の実情に通じた識見を有しており、人権擁護委員として適任者であります。

なお、勇退されます有坂恭子氏は、平成30年4月1日から1期3年間、人権擁護委員として御尽力いただきました。ここに有坂氏の御活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

以上、何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

5番福田長弘議員。

〔5番 福田長弘 登壇〕

○5番（福田長弘） ただいま久保居議長のほうからお許しをいただきまして、人権擁護委員の候補者の賛成の討論のほうをさせていただきたいと思っております。議員番号5番福田でございます。

今回、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者の推薦ということでございます。高野由利子氏につきましては、先ほど市長からも御説明ありましたとおり、長年、民生委員として地域の方の面倒を見るというか、目を配らせていたということもございまして、こういう時勢でございます、こういう方がまた人権擁護委員として取り組まれるということに、とてもいいことだと思いますので、ぜひ、どうぞ皆様の御同意をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第6号 那須烏山市土地利用適正化条例の制定について

○議長（久保居光一郎） 日程第6 議案第6号 那須烏山市土地利用適正化条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市では、これまで「土地利用に関する事前指導規程」に基づき、一定規模以上の土地利用に際し、法令等に基づく許認可の前に指導し、総合的・計画的な土地利用を推進してまいりました。

指導対象は、都市計画区域内にあつては3,000平方メートル以上、区域外にあつては1万平方メートル以上にわたって土地の区画・形質を変更する開発事業で、土地利用の目的や各種計画との整合性、公共施設や防災施設等を審査し、土地利用の規制に関する法令等との一体的な運用を図り、良好な生活環境の保全に努めてきたところであります。

しかし近年、各地で太陽光発電設備設置事業のための土地の造成や森林の伐採が増加し、周辺の自然環境や生活環境に少なからぬ影響を及ぼしております。特に指導規程の対象外となる小規模な太陽光発電設備設置事業や、法令に基づく許認可対象に該当しない事業が散見され、防災や環境、施設の維持管理等の問題が懸念されております。

本案は、これらの無秩序な開発や、それに伴う災害を抑止し、良好な生活環境と自然環境を保全するため、従来の「土地利用に関する事前指導規程」を見直し、新たに「土地利用適正化条例」を制定しようとするものであります。

条例化に当たりましては、従来の対象に加え、近年増加している小規模な太陽光発電設備設置事業のトラブルに対処するため、太陽光発電設備設置事業を目的とした1,000平方メートル以上の開発事業等も対象としております。また、市、市民、事業者の責務を定め、協議未了の事業や不正な事業等に対し、必要な措置を指導・勧告できることとし、必要な場合には公表できることを明文化しております。さらに、地元自治会住民等への説明など、事業者による事業内容の周知徹底を定めております。

なお、条例化に伴い、土地利用の事前指導を審議する附属機関について定める那須烏山市土地利用対策審議会設置及び運営条例第3条中の所掌事務で引用する条例の名称等を併せて改正しております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番 洪井由放議員。

○12番（渋井由放） 今までは条例ではなくて何か規程みたいのでやっていましたよということなのかなと思うんですね。それで今回は、今までのそういう規程、規則か何か、それにプラスアルファ、1,000平米以上のソーラー発電所というものを加えるということなのかなと理解するものですが、まず今現在、建設しているソーラー発電というものは固定価格買取制度というもので、東電に申請、経済産業省に申し込んで許可を取るといようなものが建設されているわけですね。

それで、今現在はそういう固定価格買取制度というのは終了しまして、ソーラー発電の買取り価格が入札みたいなのになったと、こういうふうになっております。すると、簡単に言うと1,000平米や2,000平米のソーラー発電所ではもうお金が全然合わなくなって、建設されないというのが現状だと、こういうふうに思いますね。ということは、これを規制するというのは、今現在、申請をして許可を取っていて、建設をされない、まだしていないものが対象になると、こういうふうになると思うんですけれども、その対象件数が何件になるのか把握しているのかどうか。

あともう一つは、これはなぜ1,000平米以上なのか。それで、今ちょっといろいろ問題が発生していると。だから規制をするんですよというようなことでしたけども、どのような問題がどの辺に発生して、どのような騒ぎになっているというか、どのような苦情になっているのか、その辺のところを教えてくださいと思います。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） まず、固定価格買取制度が終了して、申し込んでいる件数でございますが、8月31日現在で経産省に申し込んで、着工していない件数は約300件でございます。その300件が今後、全て着工するとは限りませんが、相当数がまだ残っているという状況でございます。

なぜ1,000平米なのかという御質問でございますが、いわゆる49.5キロワット以上の事業系の太陽光ですと、おおむね600平米から千二、三百平米、場所にもよるんですが、そういうふうに言われております。そのことから、1,000平米以上を規制対象として、いわゆる乱開発等を防止したいというところでございます。

現在の問題の状況でございますが、大きいところでは、土砂崩れや排水等による土砂の流入等が、大雨とか台風とかがあったときなどは苦情として市のほうでも受けております。また、小さいところでは、その周りの設置されている場所の草刈りとかがしていなくて、環境が悪いというような苦情も来ているところでございます。こういうところを調整といいますか、防ぎたいということもありまして、昨年度の女性団体の市政懇談会等におきましても、ぜひそういう乱開発を規制して、生活環境を守っていただきたいというような要望も特にありましたので、

市としても乱開発、また生活環境の確保という意味で、1,000平米以上の規制をかけたい
とされているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） それでは、この条例ができれば、例えば草刈りをしてくれというよ
うなこととか、土砂崩れの場合は崩れちゃったんだから流入とかというのは撤去してくれとい
うことにはなると思うんですが、この条例で規制すると、草刈りをしてくれというよ
うなことを先方に話して、草刈り、やってくれないと名前を公表するとかと、こういうような理屈
になるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 条例案の第11条におきまして、開発協定の締結というのを
うたっておりますので、開発業者と市は開発協定を結びまして、適正な管理を行っていただく
ような形になります。理屈でいえば、草刈りをしていなければ草刈りしてくれというよ
うなことも指導の対象になると思います。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私は自由に経済、回ったほうが良いという考えなものですから、
3,000平米というのはもともとやっていたのであれなんです、1,000平米以上の
ソーラー発電、乱開発というのは、果たしてそういう表現をしていいのかどうか、思うところ
があるものですから、反対の立場でいるんですけれども、できればこういう条例をつくらなく
ても、今までどおり3,000平米以上というふうにするというほうが良いのではないのかなど
いう私の意見を述べさせていただいて、答弁は結構ですので、反対をしたい、こういうふう
に思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございますか。

4番 荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私も不動産業をやっております、太陽光発電には結構関わっている
ほうだと思うんです。それで、従来ある3,000平米の開発を1,000平米に、しかも太陽
光に限定して制限するということは、今後、市のほうでもゼロカーボンだったり二酸化炭素の
排出量の削減とかということであっている中で、太陽光発電というのは再生可能エネルギー
として今後の時代にならっていくものだと思うんですね。また、市内の遊休農地とかの活用
に関して、例えばまだ市内であんまり事例を見かけないですけど、県北のほうでよくあるソー
ラーシェアリング、農地の上に太陽光をかけて、農地を活用して土地利用を促進するというよ

な、そういったことが今後増えていくと思いますので、そういったことの参入障壁となるような規制ということに関しては私も反対したいと思います。

答弁は結構です。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 答弁は要らないということなのですが、渋井議員の御質問とか荒井議員の御質問等は当然なことだと思います。ただ、全員が全員、環境によくして生活環境を守りながらの開発をしてくれればよろしいんですけども、そういうことをしない業者もいるというのもまた現実なところですので、決して太陽光発電を規制しようというのではなくて、あくまでもやるに当たっては適正な方法を指導していくということの条例ですので、許可制度ではないということを御理解願いたいと思います。

ほかの市ですと、エリアを決めて許可制にしている市町村が大変多ございますが、うちのほうは許可制じゃなくて、事前指導に代わる条例化に基づく指導・勧告をしていって、適正な生活環境を守っていくということを目的としておりますので、決して太陽光発電の設置を規制しようということではないということだけ御理解願いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 議案第6号について質疑を行います。

第5条の第4項で、事業者は、災害等が発生し、その原因がいろいろ書いてありますが、既設の太陽光発電設備、これは該当させたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） この条例の後、設置するものについて、この条例が適用されるという前提でございます。既設のものを対象ということになりますと、いわゆるそれだけ一般市民の方、また事業者に対して規制なり責任を負わせるということになりますので、そういうものの遡及適用は基本的に法制上、執行できないと理解しております。

ただ、実際に損害賠償などの対象になるようないわゆる災害が起こった場合には、当然、民法のほうの対象になると思いますので、そちらについてはそういう指導をしていきたいなと思います。

○議長（久保居光一郎） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 既設の太陽光発電設備で、問題は、獣害なんか非常に増えているんです。分かりますか。今までの山林がなくなってしまうと、その分、周りの農地へイノシシが自由闊歩しているんです。その辺の対策も兼ねてほしいと思うんですよね。

問題は、既設の設備で草刈りや土砂崩れが実は地域の住民の苦情のもとになっています。こ

これらの対処は、今までの事前指導では生ぬるいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 今までの既設の部分については、いわゆる法規制なり条例の適用というのがないために、強い指導ができないというのも現実の対応だと思っております。これにつきましては、まちづくり課の環境関係とも連携しながら、お話があったときには事業者等に指導していきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 高田議員、これは今、質疑は受けませんが、この後、総務企画常任委員会に付託しますので、そこで高田議員も所属しておられると思っておりますので、そこで質疑をしていただきたいと思います。

○16番（高田悦男） 了解。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようでございますので、お諮りいたします。ただいま上程中の議案第6号については、総務企画常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

◎日程第7 議案第7号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第7 議案第7号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年10月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の特別給、いわゆるボーナスが引き下げられることに準じ、特別職の国家公務員の特別給も引き下げられることに鑑み、本市特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた

引下げを行うため、所要の改正を行うものであります。

具体的には、期末手当の支給月数を本年度分から0.05月分引き下げ、年間3.40月から3.35月にするものでございます。この0.05月分の引下げ方法でございますが、本年度は12月分の期末手当を1.70月から1.65月に引き下げるというものであり、これが第1条の改正であります。

次に、令和3年度以降でございますが、6月分と12月分をそれぞれ3.35月の半分である1.675月ずつ支給するというものであり、これが第2条の改正であります。

なお、この改正に伴い、議員の皆様の期末手当も連動して同様の引下げとなることを申し添えいたします。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第7号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第8号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につ
いて

○議長（久保居光一郎） 日程第8 議案第8号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年10月の人事院勧告に基づき、国家公務員の期末手当が引き下げられたことに鑑み、国家公務員と同様に、本市職員の期末手当の引下げを行うため、関係条例の改正を行うものであります。

まず、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。

第17条の改正は、人事院勧告により期末勤勉手当の支給月数が0.05月分引き下げられ、年間4.50月から4.45月になり、その引下げを期末手当で措置することになったことに伴うものであります。具体的には、今年度は6月分の手当は既に支給済みなことから、12月分の支給額から0.05月分引き下げて対処するものでございます。

また、令和3年度以降においては、6月分と12月分をそれぞれ0.025月分ずつ振り分けて均等に引き下げるものであります。

次に、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

これは、高度な専門的知識・経験を有する者として任用される特定任期付職員の期末手当について、一般職員と同様に引き下げるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第8号、市職員の給与条例及び市一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、今、提案理由にありましたよう

に、人事院勧告に基づいて期末手当の減額ということで、令和2年度分0.05か月を引き下げると。令和3年度については、その分を6月期と12月期に振り分けて引き上げるんですね。引き下げるとさっき聞こえたので、引き上げるんだと思います。

そういうことなんですが、ちなみにこの0.05か月分としましては、先ほどの条例に戻りますけども、市長、副市長、教育長、議員並びに市職員、任期付職員も含めて0.05か月というのは、幾ら引下げになるのか、総額について説明をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、今回の0.05月の引下げに伴う影響でございますが、議案第1号の一般会計補正予算（第5号）のうち、36ページに給与費明細書というのが添付してございます。その中で、今回の制度改正に伴う期末手当の減額が書かれておりますので、それを基本に見ていただきたいと思うんですが、職員手当そのものはマイナス247万1,000円になります。

それと、先ほどの引下げ、引上げでございますが、6月分については、現段階では今のとおりになっていると、引下げの形になります。12月分については、まとめて引き下げているので、今回その分ちょっと上乘せするというような形になります。（「そこがちょっと分からないんだよな。振り分けてやるのと違うのか」の声あり）0.05月の0.025月を、今でいえばそれぞれを引き下げることになります。今でいえば、ただ、12月分については、もう現在0.05月引き下げているので、その分については0.025月上乗せするという形になります。今回は0.05月多く引き下げているので、それが今の段階の条例は公布されると生きてきます。それが4月1日そのままになると、0.05月余計に引き下がっていますので、振り分けた結果、12月分については0.025月引き上げるという。だから引下げと引上げが実際には微妙に……。 （「トータルで0.05月」の声あり）そうです。トータルでは、先ほどから何度も言っているように0.05月を0.025月ずつに振り分けたので、今の状況からいえば引き下げる状況になります。両方とも。

それは数字に出してみただけかなく、なかなか分かりにくいところかと思いますが、例年、このような改正どおりやっていますので、今までと同じ改正でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） さっきのマイナス270万円とかいうのは、職員だけですか、全部ですか。市長、副市長、教育長、議員トータルで。一般会計全部ですか。

それが一つと、説明は後で個人的に詳しく聞きますけれども、要するに今年度は0.05か月下がりますよと。簡単に言えば6月引いていないので12月0.05か月をまとめて下げま

すよと。その代わり来年度、6月分と12月分に0.025か月分を振り分けて支給しますよと、こういうふうな理解でよろしいんですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、先ほどの247万1,000円減、これは一般職です。特別職、市長等三役、あと議員の皆様については、それには計上されておられません。金額だけで申し上げますと、三役については14万円弱減。議員の皆様については27万円程度減になります。

今回、その分については給与費明細書のほうには計上してございませんが、それは最終的な3月のときに精算する方向で考えております。その分、給与費明細書34ページの中に、年間の支給率については引き下げた形で計上させていただいておりますので、御了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その後のものはそれでいいんですか。要するに12月で0.05か月引くでしょう。その分だけ来年度の6月と12月期に0.025か月ずつ支給する。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 最初の市長答弁にもありましたとおり、年間では、職員でいうと4.5月なんですね。それが4.45月になる。それを12月で全て対応した。それで、来年度からは0.025月ずつ下がるので……。〔「下がるんですか」の声あり〕はい。今、毎度申し上げているように、その分、下がるので。今年も下がるし、来年はそれを下げた分だけは上乘せします。だから、今でいえば下がります。0.025月ずつ下げます。〔「下がる、下がるになっちゃうんだ。それじゃ駄目だ。反対します」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） いいですか、平塚議員。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第8号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、反対討論を申し上げます。

これは、人事院勧告に基づいて国家公務員の給与引下げに伴い、それに準じて行われるものでございます。我々、三役及び議員については、これは同意するものでございますが、職員については、コロナ禍の中で大変な仕事をされているという中で、一方的に今年も来年も引き下げということには同意できないと、こういうことで、反対をいたします。

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第8号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午後 1時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 議案第9号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第9 議案第9号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が一部改正され、本法律を引用する省令の題名の一部が、第25条から第26条に条ずれしたため、那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例第2条で引用する省令の名称を改正するものであります。

また、県及び県内25市町の同意基本計画の期間延長に伴い、課税免除期間を令和3年3月31日から、令和4年9月28日に延長するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第9号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第1号から、日程第14 議案第5号までの令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、介護保険特別会計補正予算（第2号）、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の5議案については、いずれも令和2年度補正予算に関するものでありますことから、これを一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第10 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について
 - ◎日程第11 議案第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第12 議案第3号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第13 議案第4号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第14 議案第5号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（久保居光一郎） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入・歳出をそれぞれ2億9,172万7,000円増額し、補正後の予算総額を149億4,827万1,000円とするものであります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策経費や、令和元年東日本台風で被災した農地等の復旧費、国・県補助金の追加決定に伴う経費、各施設の整備費や修繕費、人事院勧告や人事異動

に伴う人件費の精査など、対処しなければならない事務事業等が生じたことから、補正予算を編成したものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費は、ふるさと応援基金積立金として、全国各地から頂いた寄附金を積立てするものであります。

市有財産管理費は、各市有施設の修繕及び老朽化した看板の解体に要する経費であります。

民生費は、障がい者介護給付訓練等給付費及び障がい児支援事業費として、それぞれ障がい福祉サービス利用者の増加に伴う扶助費の所要額であります。

私立保育施設運営委託事業費は、認定こども園等に対する施設型給付費等の額の改定や、加算認定に伴う増額であります。

農林水産業費は、農業総務費として、旧市民ふれあい農園管理棟の解体経費であります。

土木費は、今後の除雪対策や道路路面の補修、支障木の伐採に対応するため、道路維持管理費の増額であります。また、道路整備費は、今後、道路整備を予定する2路線について、測量等の調査に要する経費であります。

教育費は、国体開催整備事業費として、国体開催を見据え、緑地運動公園内の駐車場整備やトイレの洋式化等の経費であります。

東京オリンピック・パラリンピック事業費は、東京2020オリンピック聖火リレー那須烏山実行委員会に対する交付金であります。

緑地運動公園管理費は、老朽化したテニスコートの防風ネットの張り替え修繕等の経費であります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費として、令和元年東日本台風で被災した農地等を復旧するための実施設計書作成の業務委託費や、工事請負費等であります。

公共土木災害復旧事業費は、県が施工する荒川災害復旧助成事業に係る落合橋及び取付け道路の本市負担分であります。

次に、歳入であります。

農地・農業用施設災害復旧事業費分担金につきましては、災害復旧に係る受益者負担金であります。

国庫支出金は、障がい者福祉サービス扶助費に対する障害者介護給付費負担金及び障害児施設措置費給付費等負担金や、災害復旧事業に対する補助金である農地・農業用施設災害復旧事業費補助金等であります。

県支出金は、国庫支出金と同様に、障がい者福祉サービス扶助費に対する障害者介護給付費負担金、障害児施設措置費給付費等負担金等であります。

市債は、農地・農業用施設の災害復旧に係る農地等小災害復旧事業債の所要額であります。不足財源につきましては、普通交付税をもって措置いたします。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として全国から頂きました寄附金の増額であります。また、社会福祉事業費寄附金は、黒須富士江追悼ゴルフコンペ参加者一同様から頂いた寄附金であります。これらの寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をしており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告を申し上げる次第であります。

次に、議案第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計診療施設勘定予算の歳入・歳出をそれぞれ20万8,000円増額し、補正後の予算総額を4,962万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、七合診療所に設置している自動血球計数CRP測定装置が故障したため、同機器を新たにリース契約するための増額であります。

なお財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたします。

次に、議案第3号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ72万6,000円増額し、補正後の予算総額を3億7,031万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、税制改正による後期高齢者医療制度の見直しに伴い、後期高齢者医療システムを改修するものであります。

歳入につきましては、諸収入として、システム改修に対する広域連合からの補助金を計上し、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたします。

次に、議案第4号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ384万1,000円増額し、補正後の予算総額を27億9,194万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、一般管理費として、令和2年度介護報酬改定等に伴うシステム改修費や、今後の不足が見込まれる保険給付費等の増額でございます。

なお、財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたします。

次に、議案第5号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ133万6,000円増額し、補正後の予算総額を6,303万6,000円とするものであります。

歳出の内容は、農業集落排水事業における興野水処理センターの回分槽蓋の修繕料を増額するものであります。

財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたします。

以上、議案第1号から議案第5号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

1点目は、農業集落排水事業の、今説明いただいたんですが、詳しくいうとどんなような内容のことをこの管理費で、もう一度、何というんですか、お知らせいただければありがたいなと思います。

あとは、一般会計の補正予算なんですが、烏山図書館にエアコンを導入するというようなことかなと思うんですね。550万円。それで、合併協議のときには、もちろんこれ、反対、賛成は別にしての話になるんですけども、合併協議のときは、2つあるものを1つにするんだというようなことだったかなと思います。そうすると、南那須図書館に一本化するんだというようなことだったかなと思うんですが、それは今、完全にその話はないよということなのか。550万円のエアコン、入れるのがいいとか悪いとかというんじゃないなくて、基本原則としてどうなのかなと。

よく合併協議の折には、こういう決め事をしたんだということがあるんですが、運用するうちに、やっぱりいろいろ問題があるんだということが考えられるのかなと思うんですが、この550万円を投入した挙げ句に、すぐ南那須図書館に行くんだよというようなことになったのでは投資がもったいないと思うものですから、質問をするものでございます。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 農業集落排水の事業の工事について説明いたします。

現在、樹脂製の蓋が回分槽というところにあるんですけども、そちらのほうが悪化しておりまして、人間が踏んでしまうと落ちてしまうような状態でありますので、早急に交換したいということで、今回、ステンレス製にしまして、18枚交換するということでございます。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 烏山図書館のエアコンの設置に関わる御質問でございました。

合併当時の図書館の再編等については、公共施設の管理計画に基づいて定まっているとおりでございます。それについては、現在も統合・再編に向けて進めております。なかなか、個別

計画を今、作成しておりますけども、やはり市民の要望等も考慮すると、今すぐ1つにするという結論はまだつけられないという状況でございますので、これについては粛々と再編に向けて進めてまいります。

今回の補正のエアコンについては、烏山図書館天井の埋め込み式の台数が6台ございましたが、現在やはり故障が多くて、まずここ数年、エアコンなしではお客様も大変だということで、緊急措置ということで、指定管理者とも相談した上で、市として整備をするということで計上させていただいたものでございます。

整備については、エアコンは壁かけの形で設置する予定でございます。埋め込みのものはそのまま殺した状態で、壁かけをつけるという形で整備費で計上させていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） じゃあ、粛々と統合に向けて頑張ってもらいたいと思うんですが、やっぱり合併時にいろいろやったものが不合理があれば、そういうのはよくよく議論をしていくというのが必要かなと。例えば庁舎の問題なんかと同じだと思います。合併で決まっているんだよというんじゃないということをここで現実的に見ているのかなと思います。一応その答弁は結構です。ただ、1つ、この予算を新型コロナウイルス対策とか何かそんなようなことで国からの100%なんていうようなわけにはいかなかったかどうかね。

これは図書館のほうで、もう一つは、集落排水事業は、これは需用費というふうになっていきますけれども、これは工事費というのが順当な線じゃないのかなと、こういうふう思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） こちらのほうは、先ほど工事と言ってしまったんですけども、失礼いたしました、修繕料というところで上げております。現在のものを新しく改良更新するのではなくて、現状のものを修繕するということで、需用費の中の修繕料で上げております。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 財源につきましては、エアコンについては市の単独で今回は導入させていただきます。（「いや、新型コロナウイルス対策というわけにはいかないかなという。考えてもらえば、国からただなんだよねという」の声あり）

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 予算要求があった段階でそちらも考えたんですが、現在、新型コロナウイルス対策臨時交付金のほうについても事業執行中のものがありますので、こちらの結果を見た上で、財源振替等々は検討したいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 予算が余れば……、余ればという表現がいいかどうか分からないですけど、新型コロナウイルス対策で国のお金でやってもらえれば、当市の予算は使わないで済むということと、工事と聞いたものですから工事費かなと思っただけで、なるほど、需用費だということをよく理解しました。

以上で、答弁は結構ですが、できるだけ予算をあまり使わないような……、予算というか、予算は使うんですが、有利な予算を使ってもらうようお願いをして、終わります。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、一般会計で何点か質問したいと思います。

28、29ページ、まず公民館費というのがありまして、境公民館管理費4万6,000円とありますが、過日、境地区の自治会主催によります市政懇談会がございました。そこでいわゆる行政の境公民館、これについて、なくなっちゃうのかというような質問がありまして、執行部としては、市の公共施設等総合管理計画に基づいて、近い将来、なくしたいと。地元の、これは上境を指しているんだと思うんですが、自治公民館として使うならば、そこを提供する用意はありますよというような話だったんですけども、その地元で負担が大変な場合には当然、受けられないということで、壊すというような考え方かなと思ったんですが、その後、下境の自治会の方だと思うんですが、災害があったときに、下境の保育所跡に避難したけども、あそこも浸水地域、ハザードマップでなっていて、また近くまで増水があったということで、二次避難として上境にあるこの境公民館に夜中に避難をしたわけなんですけど、そこがもしなくなってしまうとなりますと、どこに避難したらいいのかなど。こういう問題が発生するんですね。

公共施設をどんどん削ってしまうのはいいんですけども、実際に住民が避難できないというようなケースが発生されたのでは困りますので、その辺、何か下境の方が質問しているときには、境公民館に避難するんですよ。あれ、なくしちゃうところに何で避難できるんだろうと私、黙って聞いていたんですけど、そういうことになっては困りますので、その辺の整合性を取っていただきたいなと思います。

その下の、自治会公民館施設整備費ですね。これはどこの公民館の何を整備するのか、説明をお願いしたいと。

次は、30、31ページでございますが、国体開催整備事業費1,132万7,000円でございます。大桶運動公園が災害で被災しました。それで、復旧されていると思うんですが、いずれにしても、あそこで国体のアーチェリーはできないということで、緑地運動公園に場所を移すというようなことで考えておられると思うんですが、この国体開催整備事業費の内容と、

その下の緑地運動公園管理費422万6,000円、これらの内容ですね。

さらには、東京オリンピック・パラリンピック事業費というのが417万2,000円というふうにあります。これらについても説明をお願いいたします。

さらに、烏山野球場管理費33万円、烏山野球場施設整備費120万5,000円、これらも併せて説明をお願いいたします。

その下のほうの農地・農業用施設災害復旧費というのがありますが、復旧事業費4,945万4,000円とありますけども、これらは既に事業費として計上されていたのかなと思ったんですが、改めてこの事業費が計上されていますけれども、この復旧事業の内容について、もう一度確認をしたいと思っておりますので、改めて説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 29ページの境公民館管理費4万6,000円の補正の内容について、まず御説明します。

給排水の漏水がありましたので、外の水道なんですけど、その修繕費でございます。

議員から今、御意見のありました市政懇談会の際という内容でございます。

私どもも、やはり公民館の再編ということで、市の公共施設等総合管理計画に基づいて、今やはり粛々と進めております。その中で、市政懇談会の前、一月前ぐらいだったんですが、関係自治会長全員集まっていたいただいて、公民館の今後の市の方針について述べさせていただいて、懇談をさせていただきました。

その際には、市としては、公民館機能については、やはり烏山公民館に集約したいということをお願いしました。施設については、やはり地元で必要な施設ということで、重々、市民や自治会長からも言われておりますので、施設については地元で自治会公民館として活用していただけないかということで今、打診をさせていただいているところでございます。

年度末、あるいは年明けに、その回答を地元にいただくということで……。 （「上境と考えていますか」の声あり）まず境地区全体としての御意見としていただくということと、そういうような形で今進めております。

続きまして、同じく補正予算の自治会公民館施設整備費52万円でございますが、志鳥地区の公民館のフロアの改修工事に対する助成金でございます。工事費に対する3分の1ということで交付予定でございます。

それから、31ページの国体開催整備事業費でございます。

これにつきましては、緑地運動公園に会場が変更し、今後実施していくということで、今、国・県と調整を図っているところでございます。

整備費の内容につきましては、緑地運動公園内にトイレが3か所ございます。その洋式化のための工事。まず洋式化を図るということで、それらの工事。併せて、トイレの外装をある程度塗装するという外壁の塗装工事。それから、樹木がかなり高木になっていますので、駐車場、それから安全確保のために、ある程度剪定、あるいは不要な高木は抜根するというところを今、予定しております。

抜根に伴って、やはり駐車場内もかなり根っこが盛り上がってアスファルトを持ち上げていますので、抜根と併せて一部、駐車場の舗装をしようということでございます。駐車場は拡大とかそういうのは全くありませんで、既存のものを修復・修繕しながら活用するという方針でございます。その合計が1,132万7,000円ということです。

続きまして、東京オリンピック・パラリンピックの事業費に対する417万2,000円でございますが、御存じのとおり、聖火リレーは延期という形になってございました。国のほうからも公表もされましたが、年明け3月28、29日と2日間にわたって、栃木県を会場として聖火リレーを行うという通達が参りましたので、早々に実行委員会を立ち上げて現在、進めているところでございます。

補正の内容につきましては、大きくは当初どおり山あげ保存会等と連携して、山あげの舞台を演出していただくというような予算も含め、コロナ対策も踏まえたもろもろの消耗品も含め、417万2,000円という合計額でございます。この額は原則、昨年度当初は600万円から700万円弱の予算を組んでおりましたが、実際に昨年度、延期となった予算が180万円ぐらい執行しておりましたので、その残りの残額内で賄っていかうという方針から、このような予算を組んだところでございます。

それから、その下の緑地運動公園管理費でございますが、市長の答弁にもありましたように、テニスコートの防風ネットがかなり老朽化してしまっていて、これも併せて張り替えるということで、要求させていただきました。

烏山野球場管理費でございますが、やはり水害に遭った後、ダッグアウト等が屋根もない状態で野ざらしになっておりますので、簡易なダッグアウトの修繕をさせていただくと。6か所ありますので、それを予定しております。

それから、烏山野球場施設整備費でございますが、これについては、バックネット、やはり河川敷の施設なので固定式はできませんから、移動式のバックネットを設置する予定での計上でございます。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 農地・農業用施設災害復旧事業費につきまして、御説明させてい

たきます。

委託料、工事請負費につきましては、昨年度の台風19号の災害復旧に係るものでございます。こちらにつきましては、今まで、昨年度も計上しておりませんし、当初予算にも計上していなかったものでございます。それで、仮設の頭首工の本復旧工事、これに関わるものと、あと下川井地内にあります橋梁に係るもの、こちらの件につきましてはの委託料と工事請負費でございます。

それと、建設工事関係の補助金につきまして200万円計上しておりますが、こちらにつきましては市単独の災害復旧事業費に係るもので、今回14か所分を想定して計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 最初に質問したんですが、境公民館が例えば那珂川増水時の浸水のおそれのある方々の避難場所となっているんですが、これが公民館はなくなるんだけど、自治公民館ではなくて境地区の自治会の公民館として使ってくれというような話なんだけど、実際には施設の維持管理が大変ですよ。だから役場も公民館機能を烏山公民館に集約したいと、こういうことなんでしょう。私、それそのものには反対でございますが、いずれにしても境公民館を自治公民館として、これは境地区全体の活用になるのか、上境の自治公民館にするのか、そこら辺はよく分からないんですが、維持管理は地元でやってくれと、こういう考え方なんですかね。それが1月までに答えが出るようにというようなことなんですが、もしそれを受けられませんかという場合には、解体撤去となりますよね。そうした場合には、避難所としては活用できないわけですよ。それはどうするのという質問なんですが、お答えをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 今の御意見、御質問でございますが、まず公民館機能は、統合再編を今進めておりますが、自治会長さんの説明会の中では、市からの方針としては、先ほど申し上げませんでした。3年間をめどに考えをまとめていただければということで、市のお願いを申し上げました。

現実的に境公民館はやはり上境にあります。ですから実質、上境の4つの自治会の中で、公民館がないのは2つです。ですから、最優先的にはやはり上境の自治会が今後、自治会公民館としては一番活用していただけるのかなということで、これについてはまだ上境にお願いするという話ではなくて、個別にこれから進めてまいりたいと思っております。

まずは全体の境地区として公民館が必要かどうかというのを説明させていただいて、まず

1回目の御回答を年度明けにでもいただけないかなということを申し上げました。ですから、すぐ壊すとかそういう結論めいたことをまだ申し上げておりませんので、大きくは3年をめどにというふうなことを申し上げました。

さらに、自治会の説明会のときには総務課長も一緒に同席していただいて、防災の話も地元には説明させていただいた結果でございます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現在、上境公民館は、事前設置の避難所として指定してございますので、今回の件と併せまして、この後、事前設置の避難所をどうすべきかも併せて検討に入っている段階でございます。

上境の公民館がそのまま残れば、自主防災組織的に防災拠点として機能していただけないでしょうかという案内もしながら、どうあるべきかは検討中でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） いずれにしても、3年をめどにということでございますね。

非常にその辺が地元としてはもうなくなっちゃうんだというような話がどんどん広がってまして、なくなっちゃうというのに、あそこが避難場所だというのもこれもおかしな話だということで、行政はどう考えているんだろうというように思っていますので、その辺、先ほども同僚議員からも出ましたが、こういうような計画を立てたと、だからこれで押し通すんだというようなことは、そちらの決意としては結構なことだけでも、住民側からすると、住民が置いてきぼりになって、どんどん進められて大変、行政に対する不信感が増すというようなことになっては困りますので、その辺、十分配慮しながら、行政の計画の進め方と住民の要求というんですかね、その辺の兼ね合いを踏まえながら整えていってほしいなと思います。

○議長（久保居光一郎） ほかにございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 一般会計のほうで、この中で特に財源確保の問題で、市の負担の割合、この辺について確認するのと、もう少し何とかならないのかなというのもちよっとお願いしたいと思って質問いたします。

最後の41ページ、42ページなんですけども、ここに特定財源と、あと市の持ち出しの一般財源の比率が金額として載っています。この中で保育所関係ですね。今回、予算額479万5,000円計上していますけども、その特定財源が2,269万7,000円と、一般財源が1,790万2,000円減るよという、この辺の関係がちょっと内容が私には理解できないので、その説明をお願いします。資料を全部めくれば出てくるのかもしれないんですけども、こ

の辺、お願いします。

あと、42ページのほうへ行きます、国体開催整備事業費。内容は先ほど平塚議員の話がありましたけども、私のほうでは、1,132万7,000円の予算を組んでいますけれども、特定財源が88万1,000円で、市の持ち出しの1,044万6,000円、これはいくら何でも、これは逆じゃないかというか、これでは何か国体をやるよと手を挙げてくれないんじゃないかなと思っちゃうぐらいなんですけども、このルールですね。

あとは、もう少し特定財源のほうを確保してほしいという。これはどれだけ要求しているのかというのが教えてほしい内容です。

それと3番目は、緑地運動公園関係、今、詳細説明がありましたけども、トイレとかテニスコートとか樹木とかあったんですけども、この特定財源が206万円。一般財源216万6,000円。これを特定財源をコロナ関係で引き当てているので、これはなかなかまいなというか、どういうあれでこれだけ引き当てることができたのかがちょっと教えてほしいのと、それを教えてもらったら、ほかにもそういう方法はないのかなというのも併せてあったらお願いします。

それと、最後に農地・農業用施設災害復旧事業費関係で3つありますね。全部で4,945万4,000円。この中で3つの項目がそれぞれありまして、一般財源が176万1,000円マイナスになっていますけれども、このデータから、質問としては、それぞれ国の負担と市の負担と受益者負担がどうなったか。もう確定したのか。確定したとすれば何%なのか。確定していないとすれば、いつ頃出るのが分かるのかというのを教えてほしいです。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 41ページの財源の中で、保育所等施設整備支援事業費479万5,000円に対して、特定財源が多い分、一般財源がマイナスという表記の件なんですけど、まず保育所等施設整備支援事業費の内訳としましては、このやま保育園の事業費確定に伴う精算分と、あいのわ保育園の事業費が増額となりまして、それにより精査した分と、あと補助率、国庫補助の率が当初は2分の1で見ていたんですが、これが確定いたしまして、3分の2ということで、国のほうで大きく補助をしていただけるという形になりました。

その関係で、事業費のほうは479万5,000円ということで、このやま保育園も含めて発生しているところなんですけど、歳入が当初、載せていた額を上回ってきた関係で、一般財源がマイナスというような表記になっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 小堀議員の御質問の42ページの財源の件でございますが、まず1つ、国体開催整備事業費1,132万7,000円に対する88万1,000円の補助なんです。これにつきましては、国体そのものはやはり競技運営に係る補助しかまず該当がないというのが1つございました。ただ、トイレの洋式化については一部、局のほうで該当できるという回答をいただいたので積算したところ、工事費に係る経費が約160万円ほどかかります。それらに対する2分の1という計算で補助が頂けるということなので、これについては、88万1,000円は事業費に対してはあまりにも少ない補助なので、これはあくまでもトイレ洋式化に対して頂ける補助ということで載せさせていただきました。

あと、コロナ全体の交付金の充当につきましては、総合政策課と調整して割り振りをさせていただいていますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） それでは、私のほうから、42ページの農地・農業用施設災害復旧事業費に関連する内容で説明をさせていただきます。

先ほど説明いたしました頭首工関係の復旧ですけれども、こちらは農業施設になりますので、国の補助は99.4%になります。今回、こちらの事業費は全部で4,745万4,000円になりますので、その率を掛けて残りの0.6%。こちらにつきましては、地元の方、受益者の分担金ということで計上させていただいております。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） コロナ関係の臨時交付金関係について、一括してお答え申し上げます。

那須烏山市としては、4億9,100万円ほどの臨時交付金を頂いております。現在、申請を受付している事業もございまして、トータルだと約5億2,000万円ぐらいの事業費が現在執行中でございます。終わったのも含めましてですけど、それなので4億9,000万円の内示額がクリアできれば、それは全て充当させていきたいと思えますし、仮にその事業執行がなければ、充当できるものについて財源振替えを行って行って、有利な財源を利用していきたいとは考えております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 大体、中身は分かりましたけれども、詳細をちょっと教えてほしいのは、国体関係は本当に有利でないなというのと、ルール、何割というルールをちょっと、分からなかったのをそれを追加で教えてください。

それと、今の石川課長のお話の中で、新型コロナの予算の中で充当するのはどの事業でもいのように聞こえるので、そういう認識でいいのかということも教えてください。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 国体についてのルールでございますが、来年がリハーサル大会、再来年が本番ということで、先ほど競技運営に係る補助という部分がやはり局のほうで頂ける補助ということなんです。基本、今後1億6,000万円ほど今、概算を令和3年度、4年度で計画しております。そのうち今、計画上、内示いただくのは約5,500万円と。ですから、2分の1以内というふうには出ておりますが、いろいろなケースによって補助率が変わっておりますから、ちょっと今、手持ちがありませんから細かい詳細は御勘弁いただきたいと思うんですが、その程度しか今、予算確保ができないという実状でございます。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 言い方が悪ければ申し訳ないかも知れませんが、何でもいいということではなくて、コロナに関するものと。コロナに関するものという言い方がまた難しいんですけど、直接的にコロナの衛生的に対策するものと、コロナが終息した後に、市民が運動ができるようにとか、図書館をいい環境で利用できるようにとか、そういうところまでが入った対策費になりますので、コロナに関してというふうに一括で言っちゃうと簡単なんですけど、細かいところで考えると、コロナが終息した後、進行中、進行前というものを全体的に想定した中で、交付金を使っていきたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） じゃあ、コロナ関係はそういうことで有利に使えるということなので、いろいろ検討をお願いします。

それと、国体に関しては何かだまし討ちじゃないかなという気がするんですけども、これは決まっているのでしょくないと。何とか頑張ってください。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 3点ほど伺いたいと思うんですが、事業内容と事業場所とちょっと教えていただければありがたいと思います。

17ページのコミュニティ助成事業費170万円ですね。場所と、どんな内容をやるのか教えていただければ。

それから、25ページの林道維持管理費、工事請負費と同額で145万3,000円。この場所と、どんなことをやるのか教えていただければありがたいと。

それから、最後の33ページの公共土木災害復旧費、県への負担金だと。1,500万円。場所は落合橋と聞いたんですが、この工事の内容について、落合橋をどういうふうにするのか、架け替えるのか修繕するのか、その辺もちょっと伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） コミュニティ助成事業費、17ページでございます、170万円というものでございます。

こちら、どちらがというと下境の自治公民館になります。どのようなものかというと、備品の類いでございまして、テレビですとか椅子、あと壁かけのエアコンをつけるというようなことでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 25ページ、林道維持管理費でございますが、場所としましては、田野倉地内にあります林道宇井田野倉線、こちらの林道になります。こちらの林道は比較的、生活道路の役割を果たしている面も多ございます。路面の一部が数か所にわたって陥没しておりますので、交通に支障を来していることから、早急な工事が必要ということで今回、計上させていただきます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 32、33ページの公共土木災害復旧費の負担金でございますが、相馬議員お見込みのとおり、荒川に架かります落合橋の改修が、荒川の堤防が3メートルぐらい上がるものですから、落合橋につきましても今回、架け替えということになります。現在の落合橋につきましては、幅員が4メートルということで、車の擦れ違いができないような橋でございますので、今回、1メートル広げまして、落合橋を5メートルに架け替えます。それに伴いまして、現在の4メートルの橋を5メートルにするということで、その広がる部分につきましては市の負担ですよということがありまして、事業費の20%が市からの負担になります。ということで、1,500万円の計上をさせていただきました。

補足ですが、それに伴いまして、橋までの取付工事が出てまいります、そちらにつきましても事業費の20%は市の負担ということで、県のほうに納めることとなります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 最初の2つは分かりました。

今のお話、落合橋の話なんですが、これは新設ということによろしいんですかね。それとも今の橋の脇にくっつけると。その辺をちょっと伺いたい。

それで、1メートル分を市が負担してやるんだと。その1メートル分にかかる工事費で2割だということですね。それで、これ以上のものというのはいないんですか。これでおしまい。こ

の工事については。まだありそうですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 令和2年度分につきまして、1,500万円ということでございまして、3年度にも負担金は生じます。橋梁につきましては、上流側に架け替えになります。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。令和2年度で1,500万円と。それで令和3年度ではまだかかる可能性があるかと。かかる可能性ではなくて、かかると考えてよろしいですか。その額というのは大体、目算はあるんですか。

あと、以前にちょっと聞いた話だと、現在の橋を南側に架けて、南側だと、あそこは一直線にずーっとつながるんですよね。それを上流に架けると結局クランクがきつくなるのかなという気がするんですが、その辺はどうなんですかね。県でやっていることですから、その辺は課長も分かるかどうか分からないんですが、じゃあ、取りあえず令和3年度はどのぐらい予想されるか伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ルートにつきましては、向田のほうから落合にかけまして直線ということもあったんですが、河川災害復旧工事でやるものですから、極力、橋梁にお金はかけられないということでございまして、直橋になるということで、上流側に架かることになりました。

令和3年度以降の負担につきましては、すみません、ちょっと手持ちがありませんので、後日お答えさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） すみません、私のほうでもちょっと事業内容のほうを確認させていただきたいんですけども、同じ17ページのほうのふるさと応援寄附金事業費の191万2,000円のところと、あとその下の業務系・情報系システム管理運営費というもののものの中に關して教えてください。お願いします。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 17ページのふるさと応援寄附金事業費でございます。

現在、寄附金額、歳入にも出てくるんですが、寄附金額を490万円ほど増額しております。というのは、昨年同時期に比べまして、寄附金件数が300%増えてございます。この原因としましては、コロナ禍においてステイホームでそういう時間があるので、ふるさと応援寄

附金に興味を持った者が増えてきているというのが全国的な傾向でございます。

今回、那須烏山市においても300%の件数が増えているということで、いわゆるJAに頼んでいる返礼品、観光協会に頼んでいる返礼品につきまして増額補正をしたものが、ふるさと応援寄附金の事業でございます。191万2,000円です。特に金額の多い委託料につきましては、観光協会への返礼品の発送等の委託料でございます。

需用費につきましては、農作物でナシの被害が多かったということもありまして、ナシを返礼品にできないかということで、JAのほうと検討を始めまして、87件のふるさと返礼品が今回申込みがありました。

それで、那須烏山市はあんまりイチゴはないんですが、イチゴもどうだろうということでJAとお話ししまして、イチゴのほうについても約50件の見込みということで、需用費の48万4,000円を増額補正させていただいているものでございます。

そのほか、業務系・情報系システムの218万4,000円ですが、こちらにつきましては、GIGAスクール関係で学校に新たなウェブシステムが入る予定でございます。現在、烏山庁舎と各小中学校7校、南那須庁舎をKDDIの回線で広域イーサネットでつないでおりますが、今回、GIGAスクール関係で小中学校にはそれぞれウェブ回線が入りますので、それを単独として活用しまして、今まで烏山庁舎等とつながっていたものはフレッツ回線でつないで、KDDIでつないでいるものについては、南那須庁舎と烏山庁舎のみというふうにするという回線の変更を行っているものでございます。

これによりまして、今までKDDIですと年間で約480万円ほどの通信料がかかっていたんですけども、こちらにつきましては、NTT回線とKDDI回線それぞれを使って、学校につきましてはNTT回線を使うということで、年間223万円の減額になるということでございます。それをつくるために今回、委託料等で、その工事費とネットワーク構築費を補正しているものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） たくさん説明していただいてありがとうございます。

ふるさと応援寄附金事業費のほうは、寄附金が増えて、あと返礼品のほうもいろんなものが活用できているということで、どんどんやっていただきたいと思います。

それで、後の質問のほうなんですけれども、こちらは管理運営費のほうでいろいろ新しいウェブシステムを構築することによって、維持管理費が減るという理解でいいんですかね。

それで、今後こういったものもまだどんどん見直しして、維持管理費が減るというようなものというのは、まだ何かあったりするんですかね。ちょっとそこら辺、もし御存じでしたら教

えてください。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 庁舎がそもそも、庁舎の話になると敏感なのであんまり言いたくないんですが、数があちこちにあると、それぞれをつないでおりますので、それぞれの通信回線使用料なり通信費がかかりますので、そういうものを統合していくという問題について考えれば、そういうものが削減の対象になってくるのかなと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） すみません、その前に説明していただいたことの確認なんですけれども、庁舎関係はKDDIのほうの回線をつないで、学校関係はNTTの回線なんですかね。あと、年間の維持費が480万円くらいになるというんですけど、320万円、従来から減額されるということではよろしかったですか。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 烏山庁舎と南那須庁舎をつなぐのが、いわゆるKDDI回線になります。それで各小中学校7校と烏山庁舎をつなぐ、庁内ネットワークは、NTT回線。それで直接、烏山庁舎と南那須庁舎を結ぶのはKDDIだというふうに御理解いただきたいと思います。

金額ですが、現在、総合政策課のほうで管理しております、学校も含めてですけど、481万8,000円が今かかっております。こちらの工事をしますと、NTTとKDDI含めて260万円ぐらいの諸経費になりますので、年間220万円の削減になるということでございます。

○議長（久保居光一郎） ここで、暫時休憩いたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの相馬議員の質問に対して答弁漏れがございましたので、佐藤都市建設課長、お願いいたします。

○都市建設課長（佐藤光明） 失礼いたしました。県から頂いているものによりますと、令和3年度以降の事業費につきまして、約5億円程度かかりますということでございますので、市の負担はその20%でございますので、1億円程度、発生します。

これにつきましては、県のほうの事業に合わせての支払いになりますので、1年、3年だけということではございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

11番田島信二議員。

○11番（田島信二） 15ページの農林業センサス委託金の減額、5万7,000円になっているんですけど、これの内訳と、あと一番下の農地等小災害復旧事業債380万円ですか。これは何か所ぐらいあったんでしょうか。

その2点です。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 農林業センサス委託金につきましては、補助金の額が確定いたしまして、2万3,000円の委託金になりましたので、予算を取っていました8万円から5万7,000円を減額させていただいたものでございます。

あと、一番下の農地等小災害復旧事業債につきましては380万円でございますが、こちらにつきましては、国庫対象にならない、いわゆる市単独事業の事業が対象になります。13万円から40万円未満の工事費につきまして、市単独事業でやった場合に起債が認められるという小災害債でございまして、農地14か所、農業用施設13か所の27か所分の起債を検討してございます。

なお、こちらにつきましては、元利償還金の100%を交付税で見えていただけるということなので、活用したものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 一般会計補正予算の23ページ、保育施設費の一般職員人件費の減額のこの減額なんですけれども、職員数が足りているのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

それから、議案第2号の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のほうの9ページなんですけれども、七合診療所の医薬品衛生材料費の中の、壊れてしまった血球計数CRPの取替えというものがどんなものなのかの説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 23ページの保育施設費の一般職員人件費の減額に関して、人数等が足りているかといったところだと思いますが、当初に予定していた人数は変わりございませんので、人事異動等に伴う入替え、または職員が動いたことに伴う減を調整した結果、その金額が不用になったというふうに大きく理由ができるかと思えます。

また、期末手当につきましては、先ほど条例改正もさせていただいたとおり、若干減額して

ございますが、最終的な調整につきましては、3月の補正の段階で詳細を詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 七合診療所の補正の中にごございます自動血球計数CRP測定装置についてでございますけれども、こちらは白血球数や赤血球数、こちらの測定を行う機器でございますけれども、主に小児に対して使用するということが大きいものだと聞いております。こちらによって、その数値によって炎症や感染症のところを早めに把握することができて、ほかの病院に勧められるというような計測器だと聞いております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 最初の23ページのほうの一般職員の件なんですけれども、職員数が不足しているわけでこの減額になったわけではないということによろしいですか。では、分かりました。了解です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、一般会計補正予算の中から何点か質問申し上げます。既に同僚議員からも質問があったところの繰り返しになるかもしれませんが、少々その答弁を聞いていて理解しがたいところがあったものですから、それらについてもお伺いしたいと思います。

まず、議案第1号の一般会計補正予算の17ページ、総務費なんですけど、ふるさと応援寄附金事業、これは当初と今回合わせますと予算額は451万2,000円になると思います。それで、返礼品が増えたというんですが、返礼品の数というのは何件ぐらいになるか、この件数についてお伺いしたいと思います。

次に、同じページなんですけど、市有財産管理費です。これは当初と9月と、今回合わせますと、2,162万8,000円になると思いますが、特に今回はどのような管理費なのか、これについてお伺いします。

それに、コミュニティ助成事業ですね。これは下境公民館のテレビとかエアコンの整備のためと言いますが、これは補助率というのは何%なのでしょうか。

次に、19ページ、同じ総務費ですけど、定住促進対策事業です。当初と今回を合わせますと、231万6,000円になりますね。これらについても、今回の補正理由、それとか実績についてお伺いしたいと思います。

次に、21ページの民生費なんですが、障がい者介護給付等、当初が4億5,200万円ほど取ってあります。今回6,057万5,000円を補正するわけですが、この内容についてですね。今回なぜこれほど多額な補正を必要とするのか。

同じように、私立保育園の運営委託費、当初3億6,300万円ほどなんですが、今回4,212万6,000円を補正する理由です。

次に、23ページの同じく民生費なんですが、特別保育事業として、当初5,100万円ほどのところ、今回363万5,000円を補正する理由です。

同じく、広域利用保育委託費、当初1,760万円ほどのところ、今回500万1,000円を補正する理由です。

次に、23ページの農林水産業ですね。これは新しい事業で、ふれあい農園の管理棟を今回は解体することになりました。これは解体費は763万4,000円ほど要するそうなんですが、ここは借地でしたね。それで、この土地のほうはどうするのか。これからも市が借り続けるのか、それともあの付近一帯は大和久福社会がパン工房や何かも運営していますので、そちらが今度、借りることになるのか。このことについてお伺いします。

次、31ページの教育費なんですが、国体開催整備事業費、これは当初620万円、9月にも187万円、今回1,132万7,000円、合計、今年度の予算だけでも1,946万1,000円になりますね。それで今、今年度の事業についてはトイレとか駐車場の舗装ということで分かったんですが、まだまだこれから国体関係でこういった市が負担するような事業予算が必要なのか、この辺についてお伺いします。

それと、東京オリンピック・パラリンピック事業なんですが、先ほど同僚議員の質問による答弁にありました聖火リレーの費用とか山あげの山車の様々な使用に使いたいというわけなんですが、これについても今回のこの417万2,000円でほとんど済むのか、またこれからもさらにこういう事業もある、ああいう事業もあるということで、今年度の補正か、または来年度の当初辺りで計上しようとしているような事業があるのか、これについてもお伺いしたいと思います。

31ページの災害復旧事業、これは同僚議員の質問から分かったんですが、ただ、1点だけ、今回の事業費の財源に地方債380万円が乗っています。なぜこれ、僅か380万円ほどを借金するのか、その理由ですね。何かこれは後で交付税に見返りがあるとか、有利なために財源を地方債に求めたのかどうか、それについてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） まず、17ページのふるさと応援寄附金事業関係の件数でご

ございますが、JA関係で、今まで10月末現在で137件があります。3月までには約180件程度を見込んでおります。

また、12節委託料関係では、観光協会への件数でございます。10月末現在で227件でございます。こちらにつきましては、年度末までに430件ほど増えるだろうというような見込みで立っております。

あと、総合政策課関係では、31ページの災害復旧費で、地方債に380万円ほど当てる理由ということでございますが、先ほど田島議員にもお答えしましたように、元利償還金については100%交付税算入ですので、有利な制度を使いたいということで、少額ではございますが、起債をしております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 同じく17ページ、市有財産管理費237万1,000円の主なものを御説明いたします。

まず、南那須庁舎、給水管が漏水しておりまして、その修繕費用がかかっております。そのほかに、旧境診療所給水装置、口径を変更する。今まで診療所で使っておりまして、30ミリだったものを、今回13ミリ、一般のほうに切り替えて安く仕上げるといふ、その工事費になります。

それと、八ヶ代コミュニティセンター、空調設備、壊れましたので、市が管理している施設でもありますので、その空調設備の交換。それと、大きいものになります、旧七合中学校、高圧電気が今入っているんですが、低圧電気に切り替えることによって、ランニングコストを下げるというものです。これは大きく80万円程度の工事費を考えております。

それから、最後なんです、旧南那須町時代に、「わがまちは美しく」といふような立て看板があるんですが、借地に建って、もう老朽化していることから、その分について2塔ほど取り壊す。岩子にあるもの、あとは上川井地区から国道293号に出る手前にあるものが2つ大きくありまして、それが90万円ほど撤去の際、費用がかかる。それでトータルで237万1,000円程度になるというものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） まちづくり課では、17ページ、まずコミュニティ助成事業です。

こちら、170万円については、一般財団法人の自治総合センターのほうから、コミュニティ助成事業として100%の補助が出るものです。今回補正するものは、一般コミュニティ事

業というものでして、最大250万円というふうな補助がなされるというところです。もう一本、よく我々、やっぱり期待をして使わせていただいているのがコミュニティセンターですね。こちらはなかなか今、補助にならないということです。

今回の補正理由ですが、多分この補助ごとで使い切れない部分があった……、コロナの関係なんかで使い切れなかった部分があったやに聞いています。そこで、我々のほうによかったらどうですかというお話をいただきました。それで、下境自治会は、来年度にぜひ補助してくださいというふうなことで申請というか手続をしていたんですけど、よかったら前倒ししませんかというふうなことをおっしゃっていただきました。どっちかという下境自治会は後ろのほうだったので、来年、通らないかもしれないから、ここを前倒ししたらいいんじゃないですかということだったようです。

続きまして、19ページの定住促進対策事業費です。

131万6,000円を、今回100万円追加させていただきました。この131万6,000円は、定住に関する諸費なんかが多いんですけど、そのうち100万円は、移住支援金、東京圏から移住してきた方、長く東京にいた人、働いていた人が栃木県に移住するんだよというときに、要件が合えば、定住の要件と、あと就職、企業の要件という2つがあるんですけど、それを満たせば、我々定住のほうからは100万円を差し上げるというものでした。

なかなか要件が難しく、今まで合致しなかったんですけど、今回この要件に合う方が引越してきてくださいまして、南那須の福岡・八ヶ代方面で、森林の体験の起業をするんだというようなことでお引越しをされた方、この方に対して、この100万円を給付することができた。

残り、なくなってしまったわけですけど、県とも相談した結果、これからまた移住が今年度中にあり得るだろうからというふうなお話をいただきまして、希望的に考えまして、100万円を追加で補正をいただいたというものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 私からは、21ページ、障がい者介護給付、訓練等給付費の補正について御説明申し上げます。

これら給付費でございますが、障害者手帳の所有者で支援が必要な方が利用する各種サービスに対する扶助費となってございます。利用者の増加によりまして、扶助費に不足が生じたために補正するものでございます。増加の理由の1つといたしまして、扶助費を給付するサービスを行う事業所が増えたことも考えられているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 21ページ、私立保育施設運営委託事業費4,212万6,000円の増額補正ですが、市内の私立特定教育・保育施設への施設型給付費等の改定により、公定価格及び加算認定分が増額となったことによるものです。

該当園としましては7園ございまして、みどり幼稚園、マリア幼稚園、ゆうゆうランド那須烏山園、キッズランドあさひ、こうのやま保育園、みらいのK a z e 保育園、そして新たにあいのわ保育園となっております。

次に、23ページ、特別保育事業費363万5,000円の増額補正ですが、こちらは各事業精査に伴う所要額の補正となっております、項目は5つございます。1つ目、一時預かり保育事業、一般型ですが、こちらは単価が増額変更になりまして、増額補正となっております。該当園は、マリア幼稚園、みらいのK a z e、ゆうゆうランド、キッズランドあさひとなっております。

2つ目としまして、同じく一時預かり事業のうち、幼稚園型、こちらは利用者の増ということで増額補正をしております。みどり幼稚園とマリア幼稚園です。

3つ目、延長保育事業。この事業のみ減額の補正となっております。理由は、利用者が減ったことによるもので、該当園は烏山保育園となっております。

4つ目、特別支援保育事業。これは特別な支援が必要な子供を受け入れる事業で、対象者が増えたために増額補正となっております。該当園は、みどり幼稚園です。

5つ目、地域活動事業。こちらは卒園した児童や地域の児童とともに、地域的行事を通じて児童の社会性を養う事業というもので、実施事業費が増えたことによる増額補正で、該当園は、烏山保育園となっております。

特に一時預かり事業の単価が大きく増えたことが増額の要因となっております。

同じく23ページの広域利用保育委託費500万1,000円の増額補正ですが、本市以外の特設教育・保育施設への施設型給付費等の増額の補正となっております。当初は市内の児童が市外の8施設への保育園等の就園だったところが、新たに4施設への就園が増えたことによる増額補正となっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 23ページ、農業総務費763万4,000円、こちらは旧市民ふれあい農園の管理棟の解体工事の費用になります。

解体後の借地ということで御質問がありましたが、市としては、解体後は所有者の方にお返

いたします。そちらの土地につきましては、議員お見込みのとおり、社会福祉法人の大和久福社会によりまして、社会福祉施設が建設されるということで伺っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 国体に係る経費関係でございますが、来年度については、リハサル大会という大きな国のインターハイを兼ねたような大会が開催される予定でございます。それらに係る経費が主になりますが、今計画しておる予算としましては、約4,700万円ほど予定をしております。本番の令和4年度の経費につきましては、計画では約1億1,000万円ほど計画しております。

この国体に絡みまして、本番の令和4年度にはデモンストレーションという競技も市で行います。これはウォーキングを予定しています。これも何らかの経費もかかってくると思いますが、そんなにかけるような予算にはならないとは思いますが、そういった中身もございます。

さらに令和4年度、国体本番が終わりますと、障害者スポーツ大会というのがございます。これも同じくアーチェリーを本市で行いますが、これは県が主催ということなので、場所の提供という形になりますが、これらについては県の予算でとされています。

一番は、コロナの対策のガイドラインによって、やはり今、計画しております予算が、消耗品とかそれらの対応ということで、今申し上げた予算が若干、前後するかもしれませんが、そういったことも含んで、おおよその予算を申し上げたところです。

それから、国体に関しては、今年度より来年以降、やはりどうしても人力的な不足がございます。この辺も庁内内部、調整しまして、場合によっては会計年度任用職員を要望したり、そういったところを今、調整中でございます。

オリンピックにつきましては、今回、計上した417万2,000円、この範囲内で抑制しながら対応してまいりますので、増加はございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通りの御答弁をいただきましたが、何点か再質問させていただきたいと思います。

総務課長、今回の予算は南那須庁舎の修理だといいますが、3階のトイレ、手を洗うところが4か所ありますが、まともなのは2か所で、1か所は完全に駄目。もう1か所は物すごくきつく、ちょっと使いづらいですよ。あれは、課長もたまにトイレを使っていると思いますが、修理する考えがないのでしょうか。

それと、定住促進関係なんですけど、1人当たり100万円を助成するということなんですけど、これは本市に何年間定住すればいいんですか。例えば5年定住してくれれば、もうあとは6年

目は帰ってしまってもいいよと、この100万円は返還する必要はないよと、何らかその辺の決まりがあると思うんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

それと、23ページの農林水産業のふれあい農園関係なんですが、今回、建物を解体し、土地を返還しますと、個人所有地を那須烏山市が借りている、そういう土地、これは一切なくなるんでしょうか。何か残るのかどうか。これについてお伺いします。

それに、国体の関係なんですが、先ほどの答弁によりますと、来年度はリハーサルがあつて4,700万円、本番になると1,100万円ほどかかるということなんですが、これらはもちろん県からも負担があると思うんですが、これはおよそ何割の県負担になるのか、この辺のところは予測がつくでしょうか。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 南那須庁舎の給水管の漏水修繕につきましては、緊急性があるということで今回、手を加えました。南那須庁舎につきましては、そのほかにも先ほど議員からお話があったとおり3階のトイレ場につきまして、そのほかにも何点か要求等がございますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 移住の要件です。移住先の市町に5年以上、継続的に居住の意思があること。これが要件となっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） こちらの土地については、市の借りているものはなくなります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 国体に関する補助でございますが、原則、競技運営に係る経費のみということが示されています。その中には、3分の2以内あるいは2分の1以内というふうな要綱が定まっておりますが、先ほど申し上げた予算は、やはり単独で予算をつけている予算もございますし、主にかかるのは競技運営費が主なものでございますが、ですからそれらに関する補助というものも今、計画上では来年は4,700万円と申し上げましたが、そのうちの1,500万円程度しか計画では補助の対象にならないと思われま。

本番につきましても、1億1,000万円という概算を申し上げましたが、その中でも対象経費は今のところ4,000万円ほどを見込んでおります。その程度でございます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一応、理解をいたしました。

今の国体開催関係、アーチェリーだけを那須烏山市はこれを受け入れたんですが、地元でも大変なこれは負担をするということが今、分かりました。

以上、終わります。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第5号までの5議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第3号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第4号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第5号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（久保居光一郎） 続いて、日程第15 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。

この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第3号 新型コロナウイルスに対する社会的検査についての陳情書については、所管の文教福祉常任委員会に付託をいたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日12月1日火曜日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後 2時48分散会〕